

次世代育成支援対策推進法に基づく目標行動計画（医療法人重仁会）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日～平成36年3月31日までの10年間
2. 内容

目標1：平成28年3月までに、従業員の週所定労働時間を40時間（4週8休、1日8時間勤務）とする。

<対策>

- 平成26年 4月～ 一部職員への実施、反響を見て検討を行う
- 平成28年 3月～ 制度の導入、法人内広報誌などによる職員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

<対策>

- 平成26年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成26年 7月～ 計画的な取得に向けて管理職への教育を行う
- 平成26年 8月～ 各部署において年次有給休暇の取得を意識づける
- 平成26年12月～ 法人内広報誌などでキャンペーンを行う

目標3：平成28年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成26年10月～ 職員への意識調査
- 平成26年12月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成27年 4月～ ノー残業デーの実施

目標4：地域の子どもの施設見学及び無資格者の若年者の雇用、資格取得を含めた育成を行う。

<対策>

- 平成26年 4月～ 求人募集による無資格者雇用取組の周知
- 平成27年 1月～ 子どもの見学受け入れ体制について検討開始
- 平成27年 4月～ 受け入れを行う施設や部署の体制作り
- 平成27年 5月～ 関係行政機関、学校との連携
- 平成27年 7月～ 子どもの施設見学の受け入れ開始

目標5：子どもを育てる職員が利用できる事業所内保育施設の設置及び運営

<対策>

- 平成26年 4月～ 事業所内保育の情報収集開始
- 平成27年 4月～ 事業所内保育施設の整備について検討開始
- 平成28年 4月～ 事業所内保育施設の整備開始及び職員へのPR
- 平成28年10月～ 関係行政機関への申請、職員募集
- 平成29年 1月～ 職員の子どもの受け入れ開始

目標6：育児休業・雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など諸制度の周知

<対策>

- 平成26年10月～ 職員への制度把握調査
- 平成26年12月～ 担当職員の労務制度の研修会の参加を促す
- 平成27年 4月～ 職員へ各種制度の周知文書の配布を行う